



## 令和3年第1回港区議会定例会が終了し、令和3年度予算を可決しました。

自民党議員団代表質問 一部抜粋



令和2年12月 港区議会本会議場にて  
会派代表質問をいくつか担当しました。

### 新型コロナワクチンの正しい情報の周知啓発を

待望のワクチン接種がスムーズに行われるよう願ってやみません。しかし体質的にワクチンが打てない方もいますし、ワクチン接種後すぐに抗体ができるわけでもないということを、多くの方が知りません。ひとりでも多くの区民が接種を希望できるよう、多くの区民に確実に実施できるよう、努めていただく必要があります。

Q: 正しい情報の周知啓発をあらゆる手法を用いて進めていただきたい。

区長 → 広報みなと特集号に具体的な接種時期や接種手順等を掲載し、町会・自治会への情報提供や区内医療機関等と連携して、ワクチンの有効性や安全性、副反応などの情報を丁寧に周知する。

### テイクアウト等実施店への支援強化を

今や、テイクアウトやデリバリーは当たり前の食事の選択肢となりました。港区は昨年5月から開始したテイクアウト・デリバリー・通信販売転換への支援は、もっと充実させてもらいたいという意見を多く頂きました。申請対象外だった店舗へ手を差し伸べる必要があると、議会以外でも継続的に意見交換をしてきました。

Q: 令和3年度も支援を継続することにした経緯、また支援の拡充の内容はどのようなものか。



区長 → 区内飲食店からも支援の継続を望む声がある。令和3年度は新たに始める店舗に加え、既に実施している店舗に対する容器類等の経費も補助対象とすることにした。

声が届き、喜ばしい結果となりました。しかし、テイクアウト等が増加したことにより、プラスチックごみも増加傾向にあります。容器を洗って、可能な限りのリサイクルにもご協力ください。



### 民間と連携した密閉型喫煙所整備を

分煙効果の高い密閉型指定喫煙所の整備が求められています。区が設置できる喫煙所は場所が限られ、こればかりは民間の協力なくては整備の推進が進みません。

Q: 区が関与しにくい部分を民間に進めてもらえるよう、対象や助成額の改善が必要。喫煙所整備は民間の慈善事業ではない。港区のための事業でもあると認識される必要がある。

区長 → 助成制度を拡大し、屋外密閉型喫煙所整備を新たに補助項目に追加する。

この1年間、港区の貴重な財源となる年間約50億円近くなる特別たばこ税のうち、たばこ対策に費やされる割合が少ないことを指摘。また事業者を交え、密閉型にどの程度費用がかかるのか等のヒアリングと協議を継続して行ってきました。これまで無料利用の喫煙所のみ助成対象となっていたことが、今後は無料/有料の壁を取り払い、制度の拡大がされることになりました。どちらにも配慮した環境整備を進めます。

予算の付け方、及び要求のあり方について指摘しました。港区において、次年度予算要求は、各担当部門が財政課に事業の予算要求をします。単年度単位で予算を計上していくものの他、「債務負担行為」と呼ばれる、複数年度にまたがる予算を計上できる2種類があります。将来発生する見込みが確実な支出は、予算で定める必要があるからです。

麻布十番商店街の大通り整備がようやく予算計上されました。長年要求していたことなので非常に嬉しいことですが、3年間毎年予算を要求する計画となっていることから、毎年工事業者を選び直す手続きをしなければなりません。このような時間のロスが他の事業でもある可能性があります。

港区の予算編成では、複数年度を要する大規模な施設整備など、債務負担行為を組んでいます。しかし、採用される事業に統一性はないようです。「担当課から債務負担行為の予算要求を行えば、財政課は必要性について担当課と協議する」と質問に対する答弁がありましたが、実際にはほとんどの職員が「予算要求は単年度ごとしか行えない」と認識していることを指摘しました。債務負担行為の活用で、効率的な事業の計画・執行がされていくべき旨を伝えました。

|                   | 4月～6月     | 7月～翌年3月 |
|-------------------|-----------|---------|
| 通常の<br>単年度予算要求    | 1年目 入札・契約 | 工事      |
|                   | 2年目 入札・契約 | 工事      |
|                   | 3年目 入札・契約 | 工事      |
| 債務負担行為を<br>活用した場合 | 1年目 入札・契約 | 工事      |
|                   | 2年目       | 工事      |
|                   | 3年目       | 工事      |



江戸城下町の上に築かれているという港区なので掘れば何か見つかる可能性が非常に高いエリアです

文化財保存の考え方の確認をしました。港区には歴史や文化を大切にすることであって欲しいと願う区民は多く、私もそのひとりです。

一般的に文化財の管轄は自治体の教育委員会です。文化財保護法や港区埋蔵文化財取扱要綱などに基づき、埋蔵文化財発掘届や通知の受理、調査の実施や立ち合い、計画変更などの協議、区史跡指定などの実務を東京都の教育委員会や文化庁と連携しながら行っています。

文化財指定は、所有者の同意があることが前提であり、民間事業者の同意を得るのが難しい場合も多々あります。機会あるごとに、教育委員会と区長部局の連携をもっとより良いものにしていただきたい旨を指摘してきましたが、今回は特にまちづくり部門との連携を改めてお願いしました。



緑や自然、港区の古くからの街並みも、大切な資源です。すべてを含めて港区の文化であって欲しいと願っています。

区民が考える「価値」と行政が考える「価値」が離れすぎることがないよう、これからも港区には自然や文化、歴史の保存ビジョンを持っていただきたいです。

### 港区議会議員 小倉りえこ

- ◆港区麻布十番出身 港区立東町小学校卒 ◆米国サウスカロライナ大学理学部生物学科卒
  - ◆バイオベンチャー、製薬企業の医薬品研究開発職から港区議会議員へ。現在2期目。
  - ◆港区議会自民党議員団 副幹事長・保健福祉常任委員会 副委員長
- 〒106-0047 港区南麻布1-4-21-601



小倉りえこウェブサイト



YouTube チャンネル



## 新型コロナワクチン接種の実施方針

< 接種対象者・接種順位 > \*原則、港区に住民票がある方が対象です

- ① 医療従事者
- ② 高齢者（昭和32年4月1日以前に生まれた65歳以上）
- ③ 基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者
- ④ その他の16歳以上



当分の間、高齢者用ワクチンは十分な量の供給が見込めません。港区では、集団感染防止が大きな課題となっている、高齢者施設入所者への接種を優先して実施することになりました。

## 新型コロナワクチン接種会場

ワクチンの保管や取り扱いに様々な条件があることから、適切にワクチンを管理して接種を行うため、区内で会場を準備し集団接種を基本として実施します。

現在、集団接種会場として5会場を確保しています。5月から7月まで確保していますが、具体的な開設日時や他の会場確保は引き続き検討中です。

ワクチンの供給見込みを勘案しながら、集団接種開始日を決定していくとのことです。更なる変更の可能性もあることもご理解ください。

港区からの正式な発表までお待ちください。広報みなとや港区ホームページ等でお知らせします。



## コールセンター（電話相談窓口）

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 厚生労働省<br>コールセンター | 0120-761-770<br>午前9時～午後9時               | 新型コロナウイルスワクチンに関する厚生労働省の電話相談窓口。接種予約はできません。                        |
| 港区<br>コールセンター    | 03-6626-2833<br>午前8:30～午後5:30<br>(平日のみ) | 港区で実施するワクチン接種のお問い合わせ窓口。接種予約はできません。接種に不安のある場合は、かかりつけ医療機関にご相談ください。 |

## 新型コロナワクチン接種は任意です

新型コロナワクチンは、予防接種法の特例規定に基づく臨時接種ですが、接種を受ける法律上の義務はありません。しかし、ワクチン全般に関して日本は関心が薄く、接種率は諸外国と比べると低いと言われています。国民感情は避けられないものですが、ひとりでも多くの方に予防接種を受けてもらえるよう、受けることに対して前向きな検討をしていただきたいと思います。



ワクチンの場合、「副作用」ではなく「副反応」と呼びます

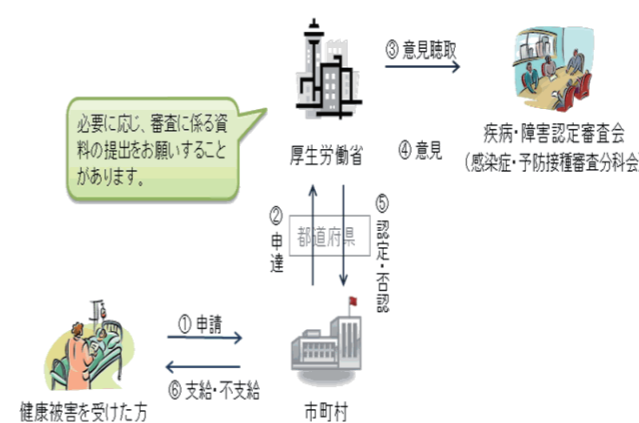
新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を予防することが期待されています。副反応は数日以内で治るものが大半と報告されており、重篤な副反応は極めてまれであると考えられています。全体としてリスクを上回る効果があるとされていることから、世界中でワクチン接種が行われています。

体質的にワクチンを受けられない方もいますし、接種した後に注意深く経過観察が必要な持病をお持ちの方もいます。接種は受けられる方の同意があり初めて実施されます。

連日の新聞やテレビ等の報道で、接種されるかどうか、ご心配や不安を抱えている方も多くおります。あなたの健康を一番身近で管理している主治医やかかりつけ医にご相談ください。この機会にかかりつけ医を持つこともご検討ください。

## 予防接種健康被害救済制度

令和2年4月現在の給付額



|           | 臨時接種及びA類疾病の定期接種  | B類疾病の定期接種  |
|-----------|--|--|
| 医療費       | 健康保険等による給付の額を除いた自己負担分  | A類疾病の額に準ずる   |
| 医療手当      | 通院3日未満 (月額) 35,000円<br>通院3日以上 (月額) 37,000円<br>入院8日未満 (月額) 35,000円<br>入院8日以上 (月額) 37,000円<br>同一月入院 (月額) 37,000円 | A類疾病の額に準ずる   |
| 障害児養育年金   | 1級 (年額) 1,581,600円<br>2級 (年額) 1,266,000円   |  |
| 障害年金      | 1級 (年額) 5,056,800円<br>2級 (年額) 4,045,200円<br>3級 (年額) 3,034,800円   | 1級 (年額) 2,809,200円<br>2級 (年額) 2,247,600円   |
| 死亡した場合の補償 | 死亡一時金 44,200,000円  | ・生計維持者でない場合<br>遺族一時金 7,372,800円<br>・生計維持者である場合<br>遺族年金 (年額) 2,457,600円<br>(10年を限度) |
| 葬祭料       | 209,000円   | A類疾病の額に準ずる   |
| 介護加算      | 1級 (年額) 844,300円<br>2級 (年額) 562,900円   |  |

予防接種の副反応による健康被害は、過失の有無にかかわらず、予防接種と健康被害の因果関係が認定された方を迅速に救済する制度です。

救済制度では、予防接種によって医療機関で治療が必要になったり障害が残った場合に、国の審査会で認定した時には予防接種法に基づく医療費や障害年金等を受けることができます。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についても、「臨時接種」の扱いとされ、健康被害が生じた際には救済を受けることができます。

